

当社原子力発電所の消防活動体制等に関する点検結果について

1. 消防活動の体制について

(1) 原子力発電所内で発生した火災に対する事業者による消防活動の体制について、点検を行い、玄海及び川内原子力発電所の消防活動体制については、適切であることを確認した。

また、念のため、7月18日に関係者へ消防活動体制について再徹底を実施した。

(2) 点検内容

- ・連絡体制や自衛消防隊などによる初期消火体制などの社内ルールが問題なく構築されていること。
- ・地元消防との連携が適切に構築されていること。
- ・消火設備の設置状況及びその点検状況が適切であること。
- ・教育訓練が適切に実施されていること。

2. 放射能漏れ等の事故時の報告体制について

(1) 放射能漏れ等の事故についての発電所から本社、本社から関係官庁への報告体制について、再度確認を行い、玄海及び川内原子力発電所の異常時の連絡体制については、適切であることを確認した。

また、念のため、7月18日に関係者へ異常時の連絡体制について再徹底を実施した。

(2) 点検内容

- ・連絡体制に関する社内ルールが問題なく構築されていること。
- ・連絡資機材の点検状況が適切であること。
- ・教育訓練が適切に実施されていること。

以 上